

## 第63回 名護さくら祭り 出店要項

1. 目的：この要項は、名護さくら祭りの円滑な運営に資するため、出店に関する事項を定めることを目的とする。
2. 開催日時：令和8年1月31日（土）11時～20時30分  
令和8年2月 1日（日）11時～20時30分
3. 出店場所：実行委員会が指定する場所 ※別添「第63回名護さくら祭り（出店図面）」参照
4. 申込受付期間：令和8年1月6日（火）～1月14日（水）12時迄 ※時間厳守  
名護市商工会 TEL：0980-52-4243  
※申込受付は名護市商工会窓口にて、土日祝日を除く9時～17時の間に受けます。  
※出店数を上回る申込があった場合、名護市出店業者の出店確定は下記テナント会議での抽選（申込受付順）にて行います。
5. 出店時間：20時30分までとする（時間厳守） 21時交通規制解除  
※未成年者アルバイトは20時までとする。
6. 出店数：15店舗
7. テナント会議：日時 令和8年1月20日（火）13時30分～  
場所：名護市産業支援センター5F  
(※出店料はテナント会議当日に徴収いたします。)  
①出店抽選会：出店数を上回る申込があった場合に抽選を実施する。  
②出店要項・注意事項説明  
③出店場所抽選会：実行委員会が指定するエリアにおいて抽選を実施する。
8. 出店資格：①名護市商工会会員 ②名護市観光協会会員 ③売上報告を行うこと  
※1事業者の申込につき1店舗の出店とする。
9. 申込方法：①申込用紙（誓約書）  
②臨時営業許可書（保有する全種類コピー）保健所に提出します  
③保険加入証明書（コピー） ※飲食提供事業者のみ  
※申込時に①～③が揃ってないと受付しません。
10. テント：1店舗（2間×3間）（3.6m×5.4m）  
1店舗（2間×2間）（3.6m×3.6m）  
※テント、発電機、給排水設備は各自準備となります。

1 1. 出店料 : A エリア : 2 店舗 (名護大通り・名護十字路)

飲食 (2 間×3 間) 60,000 円

物販 (2 間×3 間) 50,000 円

B エリア (十字路パーキング) : 1 店舗

飲食 (2 間×3 間) 60,000 円

物販 (2 間×3 間) 50,000 円

C エリア (やかび薬局) : 1 店舗

物販 (2 間×2 間) 50,000 円

D エリア (さくら公園) : 2 店舗

飲食 (2 間×3 間) 75,000 円

物販 (2 間×3 間) 60,000 円

E エリア (元あがりえクリニック前) : 2 店舗

飲食 (2 間×2 間) 50,000 円

物販 (2 間×2 間) 40,000 円

F エリア (東江中学校前) : 2 店舗

飲食 (2 間×3 間) 60,000 円

物販 (2 間×3 間) 50,000 円

G エリア (名護城南口広場) : 3 店舗

飲食 (2 間×3 間) 60,000 円

物販 (2 間×3 間) 50,000 円

物販 (2 間×2 間) 40,000 円

### 注意事項

- ・出店エリアの飲食・物販の割り振りは申込状況を見て事務局で調整する場合があります。
- ・出店料 : 上記金額には出店料のほか、ゴミ処分費用が含まれます。
- ・駐車場料金は別途一律 2,000 円 (原則 1 台) 2 t 車以上の車両は 2 台分の料金を徴収。

1 2. 出店料支払 : 出店料は令和 8 年 1 月 20 日 (火) テナント会議にて納付。

注意 : 当日未払いの場合出店申込は出来ませんのでご注意ください。

1 3. 免責 : 万が一盗難等不測の事態が生じた場合、主催者は一切の責任を負わない。

1 4. 営業停止 : 主催者は、出店業者がこの要項に反する行為等を行った場合、その業者に対して営業停止及び今後の出店停止を命じることができる。その際、出店料金は返さないものとする。(例 : 20 歳未満へのアルコール販売、名義貸しの営業、他)

1 5. 過去の名護さくら祭りの出店において出店者の責めに帰すべき理由により重大なトラブルのあった出店者については主催者にて出店申し込みを拒否することができる。

- 1 6. ごみ処理 : • ゴミ袋は各自ご用意ください※名護市指定事業用ゴミ袋（参考資料①）  
• 名護市規定の内容で分別をしてください※詳細はQRコードより確認ください  
• 廃油は各自持ち帰り処分してください  
• ゴミは指定の場所に捨ててください（参考資料②）  
• ゴミ捨ては原則21時以降にお願い致します。



1 7. その他 : 出店に際しては下記「《出店業者の尊守すべき事項①～⑯》」を必ず確認し、遵守する事。また、この要項に規定されていない事項については、主催者の指示に従う事。

### 《出店業者の尊守すべき事項①～⑯》

- ① 20歳未満へのアルコール類の販売禁止。  
(20歳未満飲酒禁止法・風営適正化法)
  - ② 営業時間は20時30分までとし、20時30分には売り場の面電球はすべて消し、電球5個だけを残して、速やかに片づけに入る。
  - ③ 名義貸しの禁止【名義貸しがあった場合、今後祭りへの出店を認めない】
  - ④ 実行委員は、問題を起こした業者には、その場で営業停止を命じる事が出来る。
  - ⑤ 飲食店は保健所の営業許可を受ける事。
  - ⑥ 一般店・飲食店を問わず出店の商品は通常の市場価格にて販売する事。  
※商品の価格表示は全て表示する事。
  - ⑦ トイレでは鉄板、食器等を洗わない事。
  - ⑧ 出店者の商品等の管理は各自の責任で保管する事。
  - ⑨ 出店者は各自でテント設営及び電気水道を準備する事。
  - ⑩ 指示された場所以外には出店してはならない、出店は第63回さくら祭り期間中1月31日(土)2月1日(日)とし、出店の設営は1月30日(金)に行い、撤去は最終日中2月1日(日)までに行う事。
  - ⑪ 出店の仕入については、できる限り名護市内の業者から仕入れる事。
  - ⑫ 歩道には車を乗り入れしない事。(車止めは元に戻す)
  - ⑬ 交通規制 1月31日(土)・2月1日(日) 11時～21時
  - ⑭ 油及び残飯類の排水溝への垂れ流しを禁じる。
  - ⑮ レーザーポインター、パーティースプレーの販売禁止
  - ⑯ 炭の使用は禁ずる。
  - ⑰ 食品衛生協会の現場立ち会いの対応は出店責任者が行う事。  
※各店舗は営業許可証を見る位置に掲示し食品衛生協会巡回の際には、速やかに提示出来るように準備をする。
  - ⑱ 消火器を設置すること。(飲食店のみ)
  - ⑲ 売上報告は令和8年2月6日までに報告を行うこと。
- ※上記の内容を承諾した上で申し込みをしてください。

参考資料①

名護市事業用指定ゴミ袋



## 参考資料②

### ゴミ捨て場所について

